

議案 第3号

神戸地区住民自治協議会規約の一部改定について（案）

神戸地区市民センター指定管理者制度導入事業に係る規約を改定する

○第1章 総則

（事業）

第5条 協議会は第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

NO	改定前	改定後
案 1	(1) 地区まちづくり計画の策定 (2) 地区まちづくり活動に関する事業 (3) その他目的達成に必要な事業	(1) 地区まちづくり計画の策定 (2) 地区まちづくり活動に関する事業 (3) 神戸地区市民センターの施設管理 及び伊賀市委託事業に関すること (4) その他目的達成に必要な事業

神戸地区住民自治協議会規約（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い神戸地区を形成していくことを目的とする。

（名称）

第2条 この会を神戸地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上神戸220番地の3 神戸地区市民センター内

（活動の範囲）

第4条 協議会の活動範囲は神戸地区内とする。但し、他の協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

（事業）

第5条 協議会は第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 地区まちづくり計画の策定。

(2) 地区まちづくり活動に関する事業。

(3) 神戸地区市民センターの施設管理及び伊賀市委託事業に関すること

(4) その他目的達成に必要な事業。

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神戸地区に居住する住民。
- (2) 自治会・神戸地区で活動する団体。
- (3) 神戸地区に住所地を置く事業所。
- (4) その他会長が必要と認める者。

(組織)

第7条 協議会に次の組織を置く。

執行部、役員会、運営委員会、実行委員会、部会

(1) 構成

- ① 執行部は、役員会と運営委員会で構成する。
- ② 役員会は、会長、副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長で構成する。
- ③ 運営委員会は、役員会と各部長、副部長で構成する。

附則

- 1 この規約は、平成17年4月9日から施行する。
- 2 平成17年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、協議会発足日から平成18年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成18年2月25日から改正施行する。
- 4 この規約は、平成19年4月27日から改正施行する。
- 5 この規約は、平成20年4月26日から改正施行する。
- 6 この規約は、平成21年4月25日から改正施行する。
- 7 この規約は、平成22年4月25日から改正施行する。
- 8 この規約は、平成23年4月24日から改正施行する。
- 9 この規約は、平成24年4月21日から改正施行する。
- 10 この規約は、平成25年4月20日から改正施行する。
- 11 この規約は、平成29年4月15日から改正施行する。
- 12 この規約は、平成31年4月20日から改正施行する。
- 13 この規約は、令和2年4月18日から改正施行する。
- 14 この規約は、令和4年4月16日から改正施行する。
- 15 この規約は、令和7年4月13日改正施行する。(令和7年4月1日遡及適応)